

ポンティウ伯の領邦統治(12-13世紀) : 中世盛期における「中規模」領邦国家研究

大濱, 聖香子

<https://doi.org/10.15017/1806777>

出版情報 : Kyushu University, 2016, 博士 (文学), 課程博士

バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

氏名	大濱 聖香子			
論文名	ポンティウ伯の領邦統治（12-13世紀） —中世盛期における「中規模」領邦国家研究—			
論文調査委員	主査	九州大学	教授	岡崎 敦
	副査	九州大学	教授	坂上 康俊
	副査	九州大学	教授	清水 和裕
	副査	京都女子大学	教授	山田 雅彦

論文審査の結果の要旨

上記の論文は、西洋中世における新しい国家史研究の動向を念頭に置きながら、小規模の城主でもなく王権と並ぶ領邦君主でもない、中規模伯領の意義の再検討を試みたものである。

具体的な研究対象であるポンティウ伯領は、11世紀初頭から1279年まで存在した、ピカルディ地域に位置する中規模領邦である。この地域は、同時期大規模な領域権力が不在で、中小の領主やコミューン都市などの在地権力が多く叢生していたが、ポンティウ伯もその一つであった。本論文では、ポンティウ伯が発給した文書資料の網羅的検討により、多面的に伯権力の基盤や性格を論じたものである。本論文は、序章と結論を除けば、4章から構成される。

第1章「ポンティウ伯の統治と側近たち」では、伯の側近集団を復元するため、伯文書の証人欄に現れる人間たちが検討された。具体的には、伯の親族、俗人領主、役人について、量的分析と、文書本文に行為の当事者として登場する個別事例の検討がなされた。この結果、12世紀末以降、伯の側近の構成の中核を占める者が上級貴族から中小貴族へと変化していったことが確認された。

第2章「ポンティウ伯文書と文書局」では、伯の文書行政を考察するために、伯文書を網羅的に検討して伯文書の文書形式の特徴が分析され、伯の統治の変遷と関連して論じられた。この結果、12世紀中葉から伯側での文書作成が確認され、同世紀末には伯文書局による作成が一般化したこと、これに対応して、伯の側近聖職者たちから構成される書記群やカンケラリウス、さらには印章管理係が確認された。伯の文書行政の進展からは、伯の領域的統治への強い意欲が感じられる。

第3章「ポンティウ伯権力と所有」では、伯の所有する諸権利とその運営を検討するため、伯の寄進・贈与文書に贈与物件として現れる伯の諸権利が網羅的に調査された。この結果、特に12世紀以降の伯領内部への伯の諸権利の集積、13世紀における諸権利の細分化と金納の優勢化、伯役人による諸権利の着実な管理運営などが確認された。「ポンティウの共通単位」の導入、および12世紀初期からのポンティウ貨の流通からは、領域的統治を志向する伯の姿が浮かび上がる。

第4章「ポンティウ伯とコミューン」では、伯とコミューン都市の関係を明らかにするため、伯や領主が伯領内の都市・集落に発給したコミューン文書群の内容が分析された。具体的には、中心都市アブヴィルのコミューン文書の内容の検討から、広範な自治を認められながらも、伯領統治の関係では、伯の役人ヴィコントと連携する都市の姿が確認された。また、伯以外の領主によって認可されたコミューンに関して、アブヴィル文書の模倣としての発給や、伯が領主とコミューンの双方に干渉する余地を残していたことが明瞭であった。

以上の各側面の検討の結果から見えてくるのは、中規模領邦でありながら、大領邦君主や王権のような領域的統治を志向するポンティウ伯の姿である。他方で、伯の統治はコミューンへの大幅な

自治の付与や都市との協力関係、個々の人的紐帯に依拠する側近構成などの上に成り立っており、そこには多様な諸社会集団、諸権力の並存する中規模領邦の統治の特徴が現れている。

以上のとおり、本論文は、西洋中世国制史研究の最新の動向に棹さず諸論点を念頭に置きながら、従来やや等閑に付されていた中規模領邦研究に取り組み、堅実な手法による網羅的な史料の検討によって、あらたな知見を多く提示したものである。以上から、本調査委員会は、本論文の提出者が博士（文学）の学位を授与されるに十分であると認める。